

講演録

財産評価の課題と展望

—所得課税・資産課税における財産評価—

中央大学法科大学院教授
酒井克彦

◆SUMMARY◆

本稿は、令和4年11月11日（金）に開催された「税務大学校公開講座」（WEB配信）における酒井克彦教授（中央大学法科大学院）の講演内容である。

本講演では、どのように財産を評価して申告するかについて、財産評価基本通達を軸に、裁判例を交えつつ説明がなされた。

まず、相続税法上の時価の算定における財産評価基本通達の必要性について、説明がなされた。

次に、財産評価基本通達の性質に関し、歴史的経緯を踏まえつつ、「タキゲン事件」を素材として所得課税と資産課税での財産評価基本通達に従った評価の違いについて説明がなされた。

更に、財産評価基本通達の不安定性に関し、通達の法源性に触れつつ、「タワマン評価事件」の解説を通じて、公知の事実としての評価方法の濫用について論じられた。

結びに、財産評価の立法に関する議論について、受講者に投じられた。

なお、本講演録を取りまとめるに当たり、必要に応じて酒井教授が若干の加筆等を行ったが、法制度の創設背景や制度内容の説明は講演当日現在のものである。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：財産評価基本通達、タキゲン事件、タワマン評価事件、時価、相続税

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	2
I 時価とは何か	2
II 財産評価基本通達の必要性	7
III 財産評価基本通達の性質論	9
1 沿革	9
2 所得課税法との関係	10
(1) タキゲン事件	10
(2) 所得課税と資産課税	15
IV 財産評価基本通達の不安定性	17
1 財産評価基本通達の法源性	17
(1) 通達の本質	18
(2) 行政先例法としての拘束性・評価についての法的拘束性	18
(3) 小括	19
2 タワマン評価事件	19
(1) 事案の概要	19
(2) 最高裁判決の分析	20
(3) 私見による分析	23
V 立法提案・立法論への賛否	24

はじめに

○酒井克彦氏 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました酒井と申します。私は、大学で教鞭を取っておりまして、普段は学生を相手に租税法を教えたり、こういった政府の機関で講義をするといった機会が非常に多くございます。本日は、その税に携わる専門家、プロ中のプロも悩む問題である、「時価」とは何かについて、皆さんと問題関心を共有したいと考えております。ところで、毎年開催されているこの「税を考える週間」というのは、大変重要な行事だと思っております。もちろん、毎日毎日税金について考える方がもっといいのですが、なかなかそういうわけにもいきません。こういった機会にしっかりと、今、日本の税制がどうなっているのか、あるいは税に関する考え方はどういうふうにルール化されているのだろうかなど、様々なことをこの1週間において、改めて確認するということはとても大切なことではないかと思います。

本日、私がお話をするテーマは、「財産評価の課題と展望」とさせていただきました。

少々大げさな題名と思われるかもしれません、内容はできるだけ難しくならないようにして、皆さんに关心を持つてもらえるようお話をできればと考えております。

I 時価とは何か

それでは早速、レジュメに沿ってお話を進めていきましょう。まず、税法上「時価」を考え

なければいけない場面で最も多いのは、資産課税の場面になります。国税で代表的な資産課税と言えば、「相続税」、「贈与税」になります。地方税で言えば、「固定資産税」などですね。

そのほかにも、実は、所得課税の領域においても時価を考えなければいけない場面が多々あり、「法人税」、「所得税」においても「時価」の問題は共通しているのです。例えば、後でお話しいたしますが、所得税法で言えば、低額譲渡の議論などで「時価」を意識しなくてはなりません。したがって、「うちは相続税が生じるようなお金持ちではないから、自分とは関係ない話だ」と思う方もいらっしゃるかもしれません、そういう方も時価の問題を免れることはできません。その意味で、皆さんに共通の税法上の問題关心だといつてもよろしかろうと思います。

とりわけ、後でお話しいたしますが、最近、とても話題となった最高裁判決がありました。一般に「タワマン評価事件」なんて言われている事件ですが、これは、マンションの評価を巡って争われた事例です。財産をどのように評価して申告するかについては、国税庁が発遣しております財産評価基本通達に定める評価方法、例えば「路線価」によって評価するという方法があるので、そのような通達に定める方法によって評価をするのは妥当なのか。あるいは、個別的な評価、例えば不動産鑑定士に評価をしてもらって、その評価額によって申告をするのが正しいのか。こういったことが争われた事件で、とても話題になりました。過去においても地方裁判所、高等裁判所のみならず、最高裁判所でも財産評価を巡って争われた事例は多数ありますが、とりわけ今日的に最も話題になっているのはこのタワマン評価事件ですね。そういう意味では、とてもホットな問題といつてもいいかもしれません、他方で、時価の議論は、昔から論じられてきた伝統的な問題でもあるわけです。

皆さんのお手元にレジュメがあるかと思いますが、1頁目を見るとハンカチの写真が掲載されていますね。これはいったい何だろうかと思われるかもしれません。実はこれはインターネットで拾ってきた写真なのですが、山口百恵さんのサイン入りハンカチとされているもので、写真の左側に山口百恵さんのサインが書いてあるらしいのです。これが本物かどうか分かりませんが、本物だとお話をしたいと思います。先ほどお話したように、私は普段大学で学生を相手に講義をしているのですが、学生の多くはまだ社会経験がありませんから、世の中で時価がどれほど問題になっているのか、租税法の世界でどれほど問題になっているのか、必ずしも知らないですよね。そんな学生に対して、「時価とは何か」を考える素材として、よく芸能人のハンカチを取り上げて説明をしているのです。

さて、そのお話をする前に、相続税法は「時価」の評価についての基準を設けているので、その規定を確認してみたいと思います。

相続税法 22 条《評価の原則》

この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

相続税法 22 条には、このように評価の原則について書いてあります。単純化して言うと、相続税や贈与税はこの財産の評価額に対して課税するものであるということができるのですね。したがって、お亡くなりになった被相続人がどれくらいの財産を持っていたか、ここに問題 관심がぎゅっと凝縮されるわけです。「果たして、うちのおじいちゃんに幾ら資産があったのかし

ら」、「うちのお父さんは幾ら財産を残してくれたのかしら」ということが問題なんですね。このとき、その財産が、例えば上場株式などであれば、その株価が日々公開されていて明らかになっていますから、それを見て「時価」はこの程度なんだろうなと、ある程度推測ができます。

ただ、そう簡単にはいかない財産もたくさんあるわけですよね。例えば、お父さんの遺品の中からこの山口百恵さんのサイン入りハンカチが出てきたとしましょう。さて、これは幾らで評価されるのでしょうか。我が国の申告納税制度は、納税者が自らの責任において確定申告をして納税額を確定させると、こういう仕組みになっているわけです。そうすると、納税者は、お父さんが持っていたこの山口百恵さんのサイン入りハンカチが幾らなのかということを認定して申告しなければいけないのですが、果たして、そんなことができるのでしょうか。原則的ルールとしては、租税法律主義ですから、条文に基づいてこれを確定していかなければいけないことになります。しかし、残念ながら、条文をどんなによく見ても、今確認したとおり、「財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による」としか書いてありません。そこで、この「時価」とは何なのかという話になるわけです。「時価」と聞いて皆さんが思い浮かべるのは、お寿司屋のメニューにある「時価」といったものかもしれません。お寿司屋で、例えば、ウニの値段が「時価」とか、アワビなどが「時価」と書いてあつたりしますよね。

さて、時価を考える一つの例として、学生にこういう話をするんですね。人気アイドルが使っていたハンカチ、これはファンの人たちにとっては非常に価値がある。ですから、そういう意味では非常に高額で取引される物かもしれないよねと。

さて、確定申告をするとなった時に、このハンカチの時価は、そのファンの人たち—先ほどの例として取り上げたお父さんもおそらくそういうファンの一人だったわけですが—、そのお父さんにとっての価値を指すのでしょうか。それとも、ファンの人たちの間で取引される市場とは別の、一般の人たちの間における価値を言うのでしょうか。こういうところで、まず最初の疑問点と言いましょうか、難しい問題が惹起されるわけです。

ほかにも私の講義では色々な例を紹介しています。例えば、川合玉堂という大変有名な日本画家がいます。その人の作品を学生たちに見せたとして、見る人によっては、アマチュア画家のちょっとうまい絵ぐらいにしか見えないかもしれません。しかし、その作品が果たして幾らの価値があるのかと言うと、美術年鑑に載っているような川合玉堂の絵であれば、相当高い価額で評価されるでしょう。でも、例えば、山口百恵と川合玉堂を比較して、どちらがより多くの人がその名前を知っているかというと、おそらく山口百恵の方ではないでしょうか。

「時価というのは、市場における客観的な交換価値である」とよく言われるのですが、そこにいう「市場」というのは、いったいどこの市場のことを言うのでしょうか。ある程度のオーソライズされたオーソリティが形成している市場、オーソリティが参加する市場だけを市場と言うのでしょうか。時価を考える上では、こういう難しい問題もあるのです。

私のこの講座のテーマからは外れますが、焼肉屋を営んでいた女性が自分の着用した下着を販売して所得を得ていたという事例がありました。下着の販売により女性が得た所得について、これが果たして所得税法9条《非課税所得》1項9号の「生活に通常必要な動産」の譲渡として非課税になるのか、それとも、何か付加価値みたいなものが付いてその使用済み下着がある種の商品みたいなものになって、その資産価値が認定されるのかが問題となつた国税不服審判所の裁決事例です（国税不服審判所平成23年6月17日裁決・裁決事例集83号）。実際公表されている裁決によりますと、使用済み下着の価値が認定され、そこには付加価値があるんだと

明確な判断が示されています。そうすると、資産の価値というのは、どこを基準にして考えたらしいのか。今の例は、ごく少数の特殊な趣味・嗜好の人たちだけの市場ですが、そういう市場と山口百恵のサイン入りハンカチを取引する市場と何が違うのか。あるいは、川合玉堂の絵というごく限られた人たちしか知らない市場における評価額と何が違うのでしょうか。このように、まさに財産評価というのは極めて難しい問題なのです。曖昧模糊とした魑魅魍魎の世界ではないかと、私は考えてしまうわけです。

さて、少し話が横道にそれましたが、本題の議論に戻りましょう。

先ほど確認いたしましたように、租税法律主義が原則であるにもかかわらず、相続税法 22 条には、財産の評価について、「財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によ〔る〕」としか書いていないくて、その「時価」とは何かについては明文の定義をしていないのです。これが、租税法律主義の言う課税要件明確主義に反することになりはしないかとして、憲法上の問題が提起された事例があります。最高裁昭和 49 年 6 月 28 日第三小法廷判決（税資 75 号 1123 頁）は、「相続税法 22 条の規定が『時価』の算定を課税庁に一任したもの、又は一任したと同視すべきものであると解することはできず、したがって、所論違憲の主張は前提を欠き、また、同条の規定が所論申告納税方式に反するものとはいえない。」と判示しました。すなわち、相続税法 22 条の規定は、課税庁に時価の意味を一任したものじゃないか、というような納税者側の主張があったのですが、裁判所はそのように解することはできないと。憲法違反だということはできないと明確に論じているのです。それでは、裁判所は、これまで実際に時価をどのように認定してきたのかを見てみたいと思います。たくさんの事例がありますが、ほんの少しだけ御紹介しましょう。

例えば、東京地裁昭和 53 年 4 月 17 日判決（行集 29 卷 4 号 538 頁）は次のように論じました。

「相続税法は、相続税の課税価額は相続により取得した財産の価額の合計とすると規定し（同法第 11 条の 2 第 1 項）、当該財産の評価については、財産の価額は当該財産の取得の時の時価によるとし、原則としていわゆる時価主義を採用している（同法第 22 条）。そして、右規定にいう時価とは、当該財産の客観的交換価値、すなわちそれぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行なわれる場合に通常成立すると認められる価額（評価通達 1(2) 参照）をいうものと解するのが相当である。」というのです。この最後のところに括弧書きがあって、「評価通達 1(2) 参照」と書いてありますので、併せてこの通達も確認しておきましょう。

財産評価基本通達 1 《評価の原則》

財産の評価については、次による。

(1) 評価単位

財産の価額は、第 2 章以下に定める評価単位ごとに評価する。

(2) 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第 2 条《定義》第 4 号に規定する

課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

（3）財産の評価

財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。

このように、財産評価基本通達1(2)では、「課税時期…において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」としているのです。まさに先ほどの東京地裁判決でみたように、この通達が示している「時価」の定義的なものを判例が引用してきたという歴史的経緯があるわけです。もちろん、これは地方裁判所の判断ですので、法源性のある「判例」ということはできません。「判例」というのは、あくまでも、後々の裁判所の判断を拘束する最高裁判所の判断のことを指すものとお考えください。したがって、「判例がそのように示している」という言い方は、少し言い過ぎなのかもしれませんが、差し当たり今確認した東京地裁判決はこのような言い方をしているのです。

また、東京高裁平成7年12月18日判決（税資214号860頁）でも似たような判断が示されています。すなわち、同高裁は、「時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額、すなわち、当該財産の客観的な交換価値をいう」のだというわけです。

これは、いわゆる「客観的交換価値説」と呼ばれる考え方で、ここでは二つしか裁判例を挙げてはいませんが、たくさんの裁判例がこの客観的交換価値説を採用してきたことが明らかとなっています。また、これまでの多くの学説・通説もこの客観的交換価値説を採用してきたところです。そういう意味では、裁判例、国税庁、学説の三者が、ともに「時価」については客観的交換価値説の考え方に基づいて考えていると思われます。「客観的」という言葉の含意からすれば、主觀性が除かれている、排除されているということですね。したがって、最初の問い合わせについて考えると、お亡くなりになったお父さんが持っていた山口百恵のサイン入りハンカチは、このお父さんにとっては主觀的には極めて高い価値を有していたかもしれません、それを客観的な価値と言えるのだろうかと、こういう疑問に接続するわけです。そういう意味では、ある種オーソライズされた美術年鑑などに登載されている川合玉堂の絵については客觀性を持っているというのも、一定程度説得力があるということになりましょう。少しラフな考え方かもしれません、このように線引きすることにより、見えてくるように思います。したがって、この文脈をもう少し追及していくと、投売りとか、あるいは買急ぎのようなケースにおける価額設定というのは排除されていくことになります。あるいは、取得原価説⁽¹⁾や再調達価額

⁽¹⁾ 取得原価説とは、対象資産の価額の決定にその資産の取得に要した支出額を基礎として評価を行うべきとする考え方をいう。

説⁽²⁾、処分価額説⁽³⁾、こういったものも一定程度排除されていく方向にあるのだろうと思いません。もちろん、若干の反論・異論はあり得るとしましても、大きな流れとしては客観的というところに機軸を置いた交換価値を言うんだと。もっとも、交換価値と言っても市場が形成されていないような商品やモノもたくさんありますよね。代表的なものとしては取引相場のない株式です。取引相場のない株式には、その名のとおり客観的な市場がありません。したがって、「想定され得る」とせざるを得ないでしょうね。「想定され得る市場」における客観的交換価値という言い方が最も正当な解釈になっていくんだろうと思います。

II 財産評価基本通達の必要性

さて、先ほどは、財産評価基本通達1の(2)だけ見ましたが、もう少し見てみましょうか。同通達の(3)です。

そこでは、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と書いてありましたよね。さて、ここもまた厄介です。「すべての事情を考慮する」とは、どういうことなのでしょうか。そもそも、時価というのは、言ってみれば、様々な影響、色々なファクターの影響を受けて成立すると思われますよね。例えば、不動産の売買一つとっても、不動産の価値については、今であれば円安の影響を受けるでしょうし、コストプッシュインフレの影響、なんとなればロシア・ウクライナ戦争の状況や、あるいは東アジア地域における軍事的緊張感、あるいは原油価格の高騰といった様々なことによる影響を受けると思います。そういう意味では、この通達が言うところの「すべての事情を考慮する」というのは、なるほど説得力があると思います。でも、この「すべての事情」とは何を指すのでしょうか。

「何かあの会社の近くに行くと生臭いにおいがするぞ」と、これも言ってみれば事情の一つです。「あそこの会社の社長、浮気しているらしいぞ」とか。これも事情の一つです。株価を算定する時に、その会社の社長の浮気状況とか、あるいは取締役のギャンブル狂いとか、こういったものが株価の評価に何らかの影響を及ぼしたりするのでしょうか。もしかしたら影響を及ぼすかもしれません。可能性としてはゼロではありません。「すべての事情」といった場合には何が入るのでしょうか。「この納税者は、租税回避するためにこのような処理をしている。このような資産を買ったのだ」というのも事情の一つでしょう。こういったある種の節税をやろうとしている、租税回避をやろうとしているということが、おそらく通達が含意している「すべての事情」から外れるとはなかなか文理上読めないように思います。もちろん、通達を文理解釈するかのような考え方はおかしいのですが、考え方の基礎には様々な要因が入ってくるのだろうと思います。

次の通達も見てみましょう。

⁽²⁾ 再調達価額説とは、対象資産を再取得する場合に必要とされる予想購入額による評価を行うべきとの考え方をいう。

⁽³⁾ 処分価額説とは、対象資産を現在処分した時に付されるであろう客観的価値額による評価を行うべきとの考え方をいう。

財産評価基本通達 5 《評価方法の定めのない財産の評価》

この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する。

財産評価基本通達 6 《この通達の定めにより難い場合の評価》

この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

財産評価基本通達 5 からは、同通達に評価方法の定めのない財産の評価方法については、この通達に定める評価方法に準じた方法を採用しようという姿勢が見て取れます。

そして、最も関心が高い「総則 6 項」とも言われる財産評価基本通達 6 では、「この通達の定めにより難い場合の評価」として、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と、こうなっているわけです。

ほんの少ししか見ていませんが、このように通達を見ますと、実は国税庁の通達は、財産の評価について二つの方法を命令していることが分かります。

さて、その点を詳しく見ていく前に、「通達」とは何かということを少し御説明しておいた方がいいかもしれませんので、簡単に整理をいたしましょう。通達は国税庁内部における命令です。ここではざっくりと、国税庁長官が全国津々浦々の部下職員に対して、「この法律はこのように解釈して取り扱うように」と命令するもの、これが通達だと理解しておいてもらえば大丈夫です。すなわち、ここで重要なのは、国会において定められた法律とは違うということです。憲法 41 条は、国会を唯一の立法機関として定めていますが、通達は、国会を通じて定められたものではありませんので、通達は法律とは決定的に異なるものになります。もっとも、通達は法律ではないのですが、上級官庁から下級官庁に対する上意下達の命令手段なので、その下級官庁職員、すなわち、例えば国税当局の職員からすれば、国税庁長官の命令である通達に従わなければならぬわけです。国税当局の職員たちの間には、上司と部下、先輩と後輩、こういうヒエラルキーが非常にしっかりと確立しております。そして、上司の命令に従わないと、職務命令義務違反になりますし、国家公務員法上処分を受けることになります。そういう意味では、通達は、国税当局の職員に対しては拘束力があります。ただし、外部性、すなわち一般的の国民や裁判官を拘束するものではないことは明らかです。

私たちは、租税法律主義という憲法の要請や、あるいは憲法 30 条の納税の義務という考え方があるのはよく承知しています。憲法 30 条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と書いてあります。このように、納税の義務というのは、法律の定めによってのみ課されることが大原則です。ところで、法律の定めは、誰が定めているのでしょうか。それは国民ですね。国民が選挙で選んだ代表者である国会議員が国会で議論して法律を定めているですから、法律を作っているのは国民ということになります。これを「自己同意」と言います。つまり、私たちは自分たちの同意したルールによってのみ納税の義務を負う。そして、それが課税徴収のルールだと、これを「租税法律主義」と言うわけです。

しかし、通達は私たちの代表者が国会で作ったものではありません。霞が関の世界には、「課長補佐行政」という言葉があります。これは、通達の起案をする課長補佐の影響力の大きさを表す言葉なのですが、この課長補佐は私たちが選挙で選んだ人ではありません。そういう意味

では、通達には、私たちの意思は届いていないですね。これに対して法律は私たちの意思が届いています。もちろん、自分の意思が絶対通るかどうかは別です。民主主義では多数決の原則が採用されますから、自分の意見が少数派にすぎない場合はその意見は届きません。ただ、形式的には、法律には自己同意していますので、私たちは租税法のルールに従わなければならぬわけです。ところが、通達については、私たちは自己同意をしていませんので、私たちは自分たちが作っていないルールには縛られないという根本思想をここに持っているわけです。少なくとも、通達とはそういう性格のものなのです。

さて、先ほど述べました財産評価基本通達はどのような命令をしているかということですが、そこでは、二つの評価方法が定められているわけです。すなわち、①通達の定めにより行う評価方法（通達の定めにより準じて行う評価方法も含みます。）と②国税庁長官の指示を受けて行う評価方法の二つです。通達の定める評価方法としては、例えば、不動産の評価について言えば、路線価方式や倍率方式などがあります。もう一つが、通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる場合の国税庁長官の指示を受けて個別に行う評価方法があるわけです。このように、財産評価基本通達は二つの評価手法を示しているわけです。前者の代表的なものに路線価方式などがあり、後者は総則 6 項による個別のケースに応じて行う評価です。したがって、国税当局の職員は、財産の評価を行う際には、国税庁長官の命令に従って、通達に定める評価方法でやるか、それとも総則 6 項の個別評価でやるかということをその場に応じて考えなければいけないと。こういうわけです。何となく通達の評価方法というと、前者だけを指しているように思いがちかもしれません、少なくとも通達は二つの評価方法を定めているということは明らかです。

さて、その評価方法について、裁判所の判決を見てみたいと思います。東京高裁昭和 58 年 8 月 16 日判決（税資 133 号 462 頁）はこう言っています。

「通達〔筆者注：財産評価基本通達〕は、財産の時価を客観的に評価することは必ずしも容易なことではなく、また、納税者間で財産の評価が区々になることは公平の観点から見て好ましくないことに鑑み定められているものと考えられ、また、個別の財産の客観的評価は、その価額に影響を与えているあらゆる事情を考慮して行われるべきであるから、右不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額に相当する財産の評価が得られる事情が存するときには、この評価によることは、それが右基本通達と異なるものであっても、これを違法ということはできないと考えられる。」と論じています。

あくまでも通達ですから、くどいようですが、法律ではありませんので、「これによらなければいけない」とか、「これしか方法がない」というような定め方、ルール化というのはなかなかできないという宿命にあるわけです。評価方法には様々なものがあり、その一手法、あるいは近似値を模索する際に最も参考となる手法の一つであると位置付けるべきものと思います。ただ、財産評価基本通達の構造はこれまでの過去の歴史、経験を踏まえて相当精緻化してきたものと評価することができますし、また、現に、その評価方法は多くの裁判例において妥当なものと認められてきたと言えます。

III 財産評価基本通達の性質論

1 沿革

そこで次に、財産評価基本通達の沿革について確認しておきたいと思います。シャウプ勧告

を受けて、昭和 25 年に富裕税法という法律ができました。今はいどころか、わずか 3 年で廃止されました。どういう法律だったかというと、まさに名前のことおり、富裕者に対して課税することを定めた法律です。毎年、富裕者の財産に担税力を見出して、そこに課税をするというものでした。毎年課税をするという意味では、現在の相続税等とは異なります。相続税は人が亡くなったタイミングで課税するものですね。

課税するためには財産の評価をしなければいけないので、昭和 26 年に富裕税財産評価事務取扱通達（昭和 26 年 1 月 20 日付け直資 1-5）というものができたんですね。そして、現在の通達と同じように、この富裕税財産評価事務取扱通達が公表されていました。ですから、その取扱いは、広く一般の国民の知るところであったんですね。ただ、先ほど申しましたように、富裕税はわずか 3 年で、昭和 28 年に廃止されることとなつたのですが、それにもかかわらず、富裕税財産評価事務取扱通達は廃止されずに残されたのです。富裕税と相続税は別物ですから、本来ですと、二つは別々の形でそれぞれの評価方法について定められてしかるべきなのですが、先ほど申しましたように、富裕税財産評価事務取扱通達というのは、国民によく知られていて、またこれがある一定の影響力を持っているという事情がありました。そういう事情を考慮し納税者の混乱を最小限にとどめるため、あるいは、徴税技術上の問題もありますので、同じ取扱いでいいだらうと、こうなつたわけです。これは後でお話をする相続税の財産評価基本通達を使いながら所得税の事務取扱いを行つてゐることに非常に親和性があるような状況にあつたということができると思ひます。

このように、昭和 28 年に富裕税が廃止された後も富裕税財産評価事務取扱通達は残されて、その後も相続税の財産評価において、同通達が使われてきたという経緯がありました。そして、昭和 31 年に路線価が入るなどして、どんどん近代化していくわけですが、昭和 39 年に、今の財産評価基本通達の原型が出来上りました。そこに至つて、ようやく富裕税財産評価事務取扱通達が完全廃止に至るわけです。沿革をたどると、このような経緯になっております。

2 所得課税法との関係

(1) タキゲン事件

先ほど見たような富裕税と相続税との関係に似た問題が、もう一つあります。それが次のいわゆるタキゲン事件に見られる問題関心です。タキゲン事件というのは、ある会社の代表取締役であった K さんが行った相続対策を巡る事件になります。ここでいう相続対策というのは、平たく言えば、相続税の負担を減らすことはできないかということで、とあるスキームを用いたわけです。細かい話は、お時間の都合上、この講座の中でお話しすることはできませんが、K さんは T 製造の株式をいっぱい持っていたんです。T 製造は、財産評価基本通達で言うところの「大会社」に当たります。大会社の評価方法というのは、原則的には「類似業種比準方式」という方法で評価を行います。これは、類似業種の他社との比較で株価を算定しようという考え方ですが、財産評価基本通達に従うと、T 製造の株式の評価方法は類似業種比準方式でした。しかし、K さんが相続対策を行うことにより、K さんの相続人は、類似業種比準方式ではなく、配当還元方式で株式の評価を行い申告したため、評価額に大きな差が生まれることとなつたのです。

ところで、日本の相続税の財産評価では、どのような物の考え方をしているかというと、例えば株というのは、実はその持っている人によって見え方が変わってくるわけです。例えば、

その会社を支配したい、経営に参画して影響力を行使したいと、こういう方がいますよね、アグレッシブな所有と言つていいでしよう。これに対して、単純に資産として株を持っているだけで、会社の経営などには関心ない、配当さえもらえばいいですよという方、ある種の投資家ですね。そういう方にとってみれば、会社の株式というのはどれぐらいのリターンが来るのか、配当がどれくらいになるかぐらいしか関心がないわけです。そこで、財産評価基本通達では、その辺りを合理的に整理し、会社の経営に参画しないような一定の少数株主の場合は、その会社の株の評価は配当還元方式という計算方式で評価するとしています。なお、配当還元方式の方が、株価が低く算定される傾向にあります。

これに対し、会社の経営に影響力のある、一定程度の議決権を持っているような株主については、今申し上げたように類似業種比準方式で評価をしようということになっています。さて、何を基準に少数株主として見るか。これを議決権で判断しようというのが、我が国の財産評価基本通達の基本的な考え方なのです。これがいわゆる「15%基準」と言われているもので、議決権割合の合計の15%以上を保有している人については類似業種比準方式、そして15%を下るような少数株主については配当還元方式で評価をするとしているんですね。

財産評価基本通達 188 《同族株主以外の株主等が取得した株式》

178 《取引相場のない株式の評価上の区分》の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。

- (1) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式

この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者…の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上…である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

- (2) 略

- (3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式

以下略

さて、先ほど申しましたように、KさんはT製造の株をたくさん持っていたので、類似業種比準方式で相続税の課税計算がなされると、相当負担の重い相続税が課されてしまうことになる。そこで、相続対策をしたいということになったのですね。ちなみに、類似業種比準方式で評価すると、1株2,990円の評価額になります。これを何とか議決権総数を15%未満にすれば、配当還元方式で評価することができるわけです。ちなみに、配当還元方式で計算すると、1株75円の評価額になります。1株の評価額が2,990円と75円では大きく異なりますよね。1株75円で計算できたら、相続税の負担はだいぶ軽くなります。とは言っても、Kさんはたくさん株式を持ちすぎている。持ちすぎているので、株式を手放せばいいのですけれど、市場に手放すと、知らない人が株主として入ってきて会社の経営を混乱されても困りますから、一応コントロールができるようなところに手放しましょうと。よくあるやり方ですね。色々なやり方がありますが、例えば従業員持株会を作ってそこに株式を移すなんてことがあります。Kさんの場合は、S会という法人に75万株もの株式を譲渡して、議決権数を減らすということをやつ

たわけです。そうすることで、議決権総数が 15%未満になり、配当還元方式で評価できると考えたわけです。

Kさんがこの株式譲渡をしたのが平成 19 年 8 月 1 日です。株式譲渡前と後の T 製造の株主構成は次のようにになっていました（括弧内は発行済株式総数に対して占める議決権割合）。

【本件株式譲渡前（平成19年7月31日以前）】

(ア) K	146万0700株	(15.88%)
(イ) K親族ら合計	63万5820株	(6.91%)
<u>以上合計</u>	<u>209万6520株</u>	<u>(22.79%)</u>
(ウ) I会	222万4400株	(24.18%)
(エ) 研究会持株会	221万0730株	(24.03%)
(オ) 従業員持株会	231万5150株	(25.16%)
(カ) その他の個人株主合計	35万3200株	(3.84%)

【本件株式譲渡後（平成19年8月1日以後）】

(ア) K	73万5700株	(8.00%)
(イ) K親族ら合計	63万5820株	(6.91%)
<u>以上合計</u>	<u>137万1520株</u>	<u>(14.91%)</u>
(ウ) S会	72万5000株	(7.88%)
(エ) I会	222万4400株	(24.18%)
(オ) 研究会持株会	221万0730株	(24.03%)
(カ) 従業員持株会	231万5150株	(25.16%)
(キ) その他の個人株主合計	35万3200株	(3.84%)

これを見ると、7月 31 日以前は、Kさんは 146 万 700 株（議決権割合 15.88%）を持っていました。議決権総数は株主グループでカウントしますから、K の親族が 63 万 5,820 株（同 6.91%）持っていて、合わせての保有株式 209 万 6,520 株、議決権割合は合計で 22.79% です。これを何とか 15%未満に下げなくちゃいけないということで、72 万 5,000 株を手放すこととしたわけですね。そうしましたら、8月 1 日以後の状況を見てください。Kさんは 73 万 5,700 株（同 8.00%）になり、K の親族らは 1 株も変わっていませんから合計して 137 万 1,520 株、議決権割合は合計で 14.91% まで落とすことができました。これであれば、財産評価基本通達に基づく配当還元方式、すなわち 1 株 75 円で評価し、相続税を計算することができる。そして、その後、Kさんがお亡くなりになった際に、相続人が相続税の申告を 1 株 75 円の評価額で計算して行ったわけです。

ここで話が済めば、「Kさんの相続対策、節税対策といったものが成功したね、良かったね」ということで終わるのですが、ところが、これがのちに問題になったのです。というのは、Kさんの相続に伴い、相続人の X さんらは、Kさんの平成 19 年分の所得税につき準確定申告をしたのですが、その申告において S 会に譲渡した 72 万 5,000 株についての譲渡所得の金額を

1株75円で計算していたのですね。これが、税務当局から所得税法59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》2号にいう低額譲渡に該当するとして、所得税の更正処分と過少申告加算税の賦課決定処分を受けてしまったのです。

所得税法59条というのは、次のような条文です。

所得税法59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基となるものを除く。）又は譲渡所得の基となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

同条にはこう書いてありますね。「次に掲げる事由により居住者の有する山林又は譲渡所得の基となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額〔下線筆者〕」と。この「その時における価額」がポイントです。これが、本日のテーマでもある時価ということですね。そして、「その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。」と規定しているわけなんです。これが、いわゆる低額譲渡という規定でありまして、特に同条項2号の「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」が問題となりました。ここにいう政令とは、所得税法施行令169条です。ちょっと確認してみましょう。

所得税法施行令169条《時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲》

法第59条第1項第2号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする。

このように、「著しく低い価額」とは、譲渡時の価額の2分の1に満たない金額のことを言います。したがって、時価の2分の1に満たないような低い価額で譲渡した場合には、時価で譲渡したものとみなされることになります。税務当局の主張としては、Kさんの行ったS会への72万5,000株の株式譲渡は、るべき時価は1株2,990円だったのにもかかわらず、1株75円で譲渡したことが低額すぎる、安すぎるので問題だということなんです。したがって、Kさんは、実際に1株75円で譲渡したのかもしれませんけれど、1株2,990円で譲渡所得の金額の計算をして申告していなかったから、あなたは過少申告しましたねと、こういうことになったわけなのです。

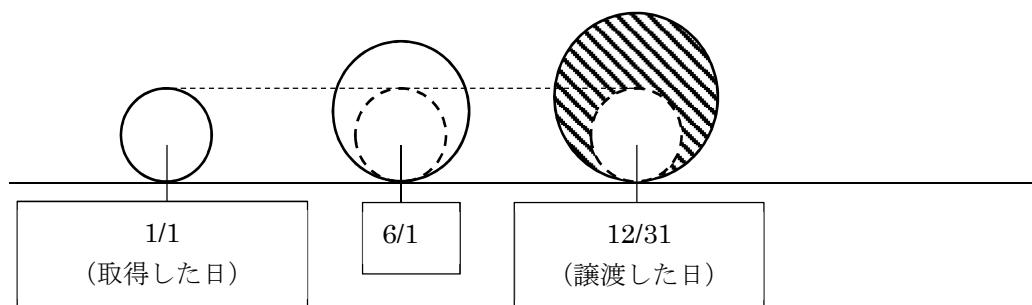
Xさんらとしては、もう相続税の申告が終わっています。この会社の株式は1株75円と思い込んでいた。75円の株式を75円で譲渡したのだから何の問題もないと思っていたんですが、税務当局が言うには、1株75円ではなくて2,990円だというわけです。言ってみれば、もし相続税の申告が正しいものだと仮定すると、相続税では1株75円なのに、所得税では1株2,990

円になると。そんなことがあるのかというのが、おそらくXさんらの素朴な疑問だったと思います。いわゆる俗に言う、「一物二価」ということがあるのかということですね。

さて、これは、裁判になりました最高裁まで争われるということになりました。最高裁令和2年3月24日第三小法廷判決（集民263号63頁）です。判決文を全部読み上げるわけにはいきませんので、重要なポイントをかいづまんで解説をしたいと思います。

結論から言いますと、最高裁判決では、T製造の株式は1株2,990円が妥当だとして、行政処分の適正性が判示されました。実は、この事件は、第一審東京地裁平成29年8月30日判決（訟月66巻12号1945頁）では国側勝訴、控訴審東京高裁平成30年7月19日判決（訟月66巻12号1976頁）では納税者側勝訴となり、最高裁になつたらまた逆転して国側勝訴という、二転三転をした事件ということでも大変注目を集めました。

なぜ、最高裁は1株2,990円が妥当な価額だと判断したのでしょうか。これは所得税法上の譲渡所得のお話ですが、我が国の譲渡所得は、どういうふうに課税を考えるのか。そもそも譲渡所得とは何なのか。この問題はここに行き着くわけです。よく私がお話しする話なので、もしかしたら聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれません、雪だるまを使ってご説明したいと思います。



この雪だるまは資産の価値を表しているのですが、さて、1月1日の時点できれだけの大きさの資産を持っていました。そして、月日を重ねるごとに、この雪だるまがどんどん大きくなり、内在する価値がどんどん膨らんでいき、12月31日になるとこんなに大きくなりました。この大きな雪だるまの斜線部分の差額が、いわゆる「キャピタル・ゲイン」として「譲渡所得」を観念するわけです。譲渡所得課税のことを「キャピタル・ゲイン課税」といったりしますが、このことに由来するのですね。全ての保有資産の価値の認定は難しくて、この資産をどのようにして評価するかということが非常に難しい問題になるのですが、例えば、今、持っている土地がいくらの価値で評価したらいいか、よく分かりません。なので、本来であれば、毎年毎年その資産の価値を評価して課税をすることが望ましいでしょうが、それは現実的ではないという面もあります。そこで、セカンドベストの方法として、その資産を取得した日と、その資産を譲渡した日の差額で考えたらどうか。すなわち、通常、資産というのは市場からゲットするであろうから、取得した時の客観的な価値はある程度明らかですよね。そして、通常、資産を譲渡するときは市場へ手放すでしょうから、譲渡した時の客観的価値もある程度明らかになりますよね。そこで、この取得した日と譲渡した日の差額をその資産から生じたキャピタル・ゲイン、譲渡所得として課税をする。これが、所得税法33条《譲渡所得》の規定なのです。

土地を例にして説明しますと、10年前に取得した時は3,000万円だった土地が、10年経つ

て譲渡したら 5,000 万円にまでなりましたといった場合に、その差額 2,000 万円を譲渡所得として課税するということです。本来であれば、こういう形ではなくて、先ほど申しましたように、毎年毎年少しづつ少しづつ価値が増えているのですから、毎年課税すべきところをこれまで課税してこなかったのです。すなわち、課税の繰延べをしてきたわけですよね。この課税の繰延べをしてきたところを、資産を手放した時に清算して課税をすることにする。こういう考え方方が譲渡所得なのです。専門用語では、「清算課税説」などと言われている考え方なわけです。

さて、この譲渡所得というのは、手放した資産に対する課税になります。入ってきたお金に対する課税ではなくて、手放した資産の評価額に対する課税なのです。ここがポイントなんですよね。何となく多くの人は、入ってきた金額に対して課税をすると思っていらっしゃるかもしれません、そうではなくて、手放した資産、譲渡した資産の価値を評価して課税なのです。資産を持っている本人が意識しているかしていないかは別にして、資産の内在的価値は日々膨らんでいて、その経済的利益を享受してきたんです。享受してきたけれども、その内在的価値を評価することが困難であるためこれまでずっと課税してこなかった。だから、手放した時に、その内在してきた価値に課税する。ここで注意していただきたいのは、手放す前が問題なのです。手放す直前の状況、手放す直前の資産の状況が重要なんだということです。

タキゲン事件で言えば、手放す直前の資産の状況を見ると、KさんとKさん親族らは合計で持株数が 209 万 6,520 株で、議決権総数が 22.79% でした。これが譲渡直前の状況で、譲渡をした後に持株数 137 万 1,520 株で、議決権総数が 14.91% になったわけです。譲渡所得の課税は、市場に手放す資産をどう評価するかということですので、手放す資産、すなわち手放す直前の議決権 22.79% で考えるべきであると。つまり、類似業種比準方式による評価額で評価するのが相当だということになります。これがタキゲン事件で最高裁が言わんとするところだったのです。

(2) 所得課税と資産課税

このように、相続税と所得税では、同じ資産に対する課税であっても、考え方方が異なるのです。相続税は取得した後一言ってみれば、この譲渡をした後一の資産の価額を相続人が取得したことを探えての課税、相続人の取得時の課税であって、それはもちろん議決権総数が 14.91% になった後に相続税が発生するということです。これに対し、譲渡所得は譲渡する直前の資産一市場に手放す直前の資産の状況を探えての課税、譲渡時の課税であって、その時の議決権総数は 22.79% だということになるわけです。この違いがお分かりいただけましたでしょうか。所得税と相続税の性質の違いによるものなんだと、こういうことなんですね。

そうしますと、この資産を譲渡したときの所得税の課税の建付けと資産を相続・贈与したときの相続税・贈与税の課税の建付けとが異なっていることに気がつくはずです。ここで、お父さんが子どもに資産を贈与した場合と譲渡した場合で考えてみたいと思います。

お父さんが保有する資産を子どもに贈与したとすると、さて誰に課税されるのでしょうか。お父さんですか、子どもですか。我が国の相続税法は法定相続分課税方式による遺産取得課税を採用しておりますので、純粋な遺産取得課税とは言いづらいところはありますが、遺産課税でないのは確かです。その意味では、その資産を取得したものに課税する、すなわち、お父さんが保有する資産を子どもに贈与した場合は、子どもに対して課税するのですね。これが相続税法の考え方です。よろしいですね。実は、昔はお父さんに課税していた時期もあったのです

が、現在は、子どもに贈与税を課税することになっています。

これに対して、お父さんが保有する資産を子どもに譲渡した場合は、どうなるでしょうか。先ほど申しましたように、譲渡の場合は譲渡した人に所得税を課税するのですね。この違いなんですね。所得税と相続税とでは本質的な違いがあるんです。よろしいですか。そして、財産評価基本通達は資産を取得した人に相続税・贈与税を課税する際のものとしてあるのに対して、所得税は資産を譲渡した際の譲渡する側の財産を評価しないといけないわけです。というわけで、課税の本質からみれば、財産評価基本通達は、所得税の資産を評価するのに適切なものとは決して言えないのです。だって、相続税・贈与税と所得税とでは課税のタイミングや考え方が違うですから。でも、先ほど申しましたように、富裕税があった時代には、富裕税課税と相続税課税、似たようなものが二つあって、それぞれが別々の評価方法をとっていると混乱するよね、それに、徴税技術上も合理的じゃないよねということで、実は性質の違う税であるのにもかかわらず、一つの富裕税財産評価取扱通達に従って評価を行っていたことを思い出してください。あれと同じ関係が相続税・贈与税と所得税との関係にもあるわけです。

すなわち、所得税法には、先ほど見ましたように同法 59 条という「譲渡したものとみなす」条文がありますが、これに関する所得税基本通達 59-6 という通達があります。

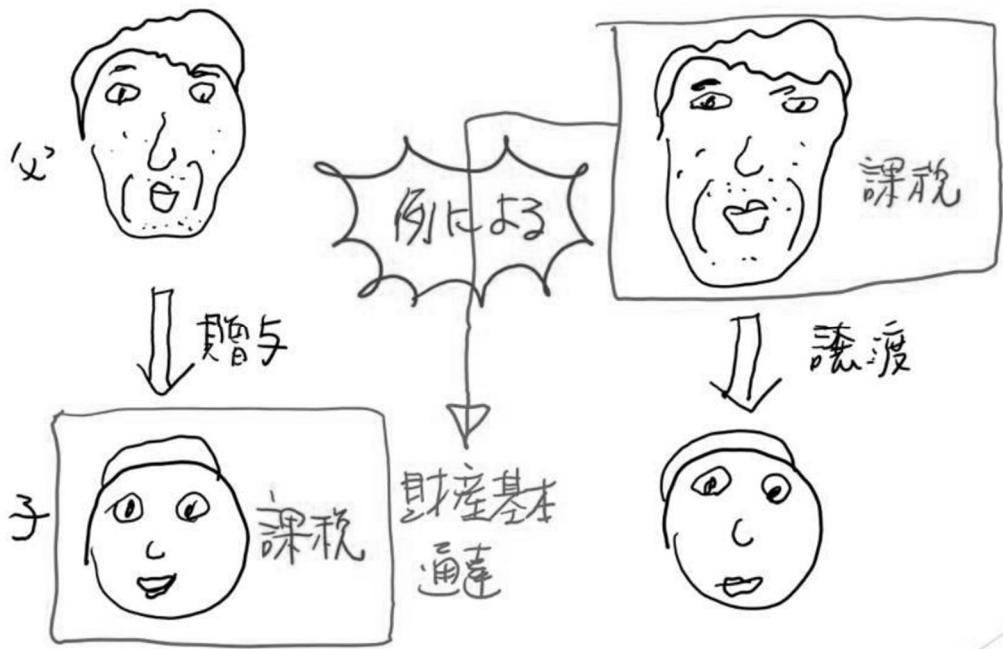
所得税基本通達59-6 《株式等を贈与等した場合の「その時における価額」》

法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基となる資産が株式…である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)ニに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参考して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達（法令解釈通達）」の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。

(1) 財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達185ただし書、189-2、189-3又は189-4において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の50%以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達188の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。

以下略

これを見ると、所得税基本通達 59-6 には、「法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基となる資産が株式…である場合の同項に規定する『その時における価額』は」、「『財産評価基本通達』…の例により算定した価額とする。」と、こう書いてあるではないですか。



これは要するに、所得税基本通達の中に、所得税版財産評価基本通達のようなものを作るのはあまり合理的ではないよね。そう考えると、せっかくここに、これまでの過去の経験を踏まえてしっかりと精緻に構築された体系的な評価方法である財産評価基本通達があるのだから、所得税の資産の評価に当たってもこれを使えばいいではないかということなんですね。言ってみれば、セカンドベストとして、財産評価基本通達によって評価してもいいのではないかと。ただし、「財産評価基本通達による」とは通達には書けないから、「財産評価基本通達の例による」と書いているのです。

この辺りが、実はある種の混乱を招いている可能性があるのかもしれません、こうせざるを得ないです。本当でしたら、所得税版の財産評価基本通達、法人税版の財産評価基本通達、そういうものを一つひとつ作り上げていくべきかもしれません。しかし、そうすると、課税実務に大きな混乱が生じることが予想されるわけです。そんなことから考えると、セカンドベストかもしれません、「財産評価基本通達の例による」として、今的方法でやらざるを得ないというわけですね。

IV 財産評価基本通達の不安定性

1 財産評価基本通達の法源性

次に、財産評価基本通達のある種の不安定性ということについて少しお話してみたいと思います。そもそも、財産評価基本通達は極めて影響力が大きいです。先ほど、通達には外部拘束力がないと申しましたが、実質的な意味では「外部性がある」と言われているのです。ここで「外部性」というのは「外部影響力」と言い換えてもいいと思います。

現在、国税庁は全ての通達を国税庁のホームページに掲載しています。平成10年6月に制定された中央省庁等改革基本法という法律があるのですが、この法律は、通達を縮減するとい

うこと、そして通達をつまびらかにすること、の二つを要請しておりました。これを受けて、国税庁はそれまで膨大にあった通達を大幅に縮減したんですね。そして、皆さん御存知のとおり、国税庁は全ての通達をホームページに掲載することで、つまびらかにしたわけです。なので、通達が明らかになっていれば、これを参考にしない人はいませんよね。最近でも、雑所得の取扱いに係る通達の改正案をパブリック・コメントに出したら、7,000件以上もの意見が寄せられたといったことが報道されましたように、国税庁の通達でどう取り扱われているかということは、専門家も納税者も、皆さん非常に関心を持って見ていると言えます。そう考えると、先ほど「通達は行政庁内部の上意下達の命令にすぎないから、通達には国民に対する拘束力はないよね」とは言いましたが、そんな簡単なものでもないのです。国民には関係ないとは言っていられない現実的な状況があると思います。

(1) 通達の本質

しかし、そういう現実があるからといって、通達に法的拘束力を認めるということが果たして可能なのでしょうか。この点について参考となる判決があります。那覇地裁昭和59年6月19日判決(税資136号699頁)は次のように判示していますので、ちょっと見てみましょう。

同地裁は、「評価基本通達は、相続税及び贈与税の課税対象となる財産が多種多様であり、その的確な評価が必ずしも容易でないことに鑑み、各種財産の『時価』の評価に関する原則及びその具体的評価方法等を規定し、もって課税庁内部の取扱いを統一するとともに課税の適正・公平を図っているのであるが、通達は行政事務の適正な処理を図るために上級行政庁が下級行政庁ないし所部の職員に対し行政運営上租税法規の解釈適用の基準を示し、その取扱方針を指示するもので、もとより法令ではないから納税義務者及び裁判所に対する法的拘束力を有するものではなく、また、仮に課税庁がこれに違反し、あるいはこれを逸脱して課税処分を行ったとしても、そのことだけで課税処分が直ちに違法となるものとは解することができない。」と、こういうふうに論じているわけです。

先般お亡くなりになりました金子宏東京大学名誉教授は、「もちろん、通達は法令ではなく、また個別の財産の評価は、その価額に影響を与える諸般の事情を考慮して行われるべきであるから、基本通達による評価が原則としては適法であるとしても、それが著しく合理性を欠き、基本通達によっては適切な評価をすることができないと認められる特別の事情がある場合には、他の合理的な方法によって通達の基準より高く、または低く評価することができると解すべきであり、また基本通達による評価が合理的ないし適切といえない特段の事情がある場合には、評価は違法になると解すべきである。このことを考慮してであろう、基本通達第1章6は、『この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する』と定めている。」とおっしゃっています⁽⁴⁾。ここでいう「基本通達第1章6」というのは、先ほど見た財産評価基本通達の総則6項のことです。同項は、個別評価を定めているということでしたね。

(2) 行政先例法としての拘束性・評価についての法的拘束性

通達は法律ではないというのは各論者がもちろん述べるとおりですし、先ほど私も述べたと

⁽⁴⁾ 金子宏『租税法〔第24版〕』735頁(弘文堂2021)。

おりでして、これに異論を唱える人はいないと思います。然りとて、学説の中には、通達の拘束力を認めるべきではないかというような議論を試みる方々もいるわけです。

その代表的な議論が、通達は行政先例法としての性質を有するかどうかというものです。例えば、山田二郎弁護士は、「基本通達として体系化した形で示され、その公的解釈、あるいは運用が定着していることから、通達の定める基準が時価を上回るものでない限り行政先例法として法的拘束力を認めるべきである。」というような明確な主張をされておられました⁽⁵⁾。もちろん、これに対しては反論もあります。また、評価についての法的拘束力という観点から、北野弘久日本大学名誉教授などは、信義則の側面から拘束力を認めるべきだというような見解を示してされました⁽⁶⁾。

(3) 小括

もちろん、色々な考えがあつてしかるべきだと思いますし、様々な立場から財産評価基本通達について論じられてきたわけですが、法的拘束力という点について言えば、国会での議論を経ていない通達に法的拘束力を認めるということになれば、それは国会の空洞化、あるいは議会尊重主義を毀損するものになりはしないかという極めて重大な懸念を抱かざるを得ないと思います。あくまでも、財産評価基本通達は行政の部面において、法律の委任を受けることなく策定されるものですから、そこに法的な拘束力を認めるとなると、国民が自己同意をしたもののみを課税の根拠とするという租税法律主義の根幹を揺るがすことになりかねません。そういう意味では、国民の意思から切断された通達に法源性を認めたり、法的拘束力を認めるということには消極的に解さざるを得ないのではないかと私などは思うわけです。もちろん、色々議論があつてしかるべきだとは思います。こういうことを考えるのも「税を考える週間」ならではないかと思います。

2 タワマン評価事件

(1) 事案の概要

さて次に、冒頭で少し触れました最近非常に話題となった最高裁判決を取り上げてお話ししたいと思います。いわゆるタワマン評価事件などと呼ばれる最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決（民集76巻4号411頁）です。

この事件については、私も最近色々なところから意見を求められたり、新聞などでコメントをしたりしておりますので、私なりの考え方というのはあるのですが、皆さんに押し付けにならないように注意しながら、一緒に考えてみたいと思います。どのような事案だったのか、ごく簡単に御紹介をしましょう。

94歳でお亡くなりになったAさんという方がいました。この方やその相続人が相続税の節税策を展開したという話です。細かい数字は端折ってごく大雑把に説明しますね。Aさんは金融機関から約10億円ほど借りて、不動産を二つ買いました。二つで約13億円ぐらいの不動産を買ったわけです。金融機関からのこの借入れのことを判決の中では「本件借入れ」と言って

⁽⁵⁾ 山田二郎『買い受けた農地について知事の許可前に相続が開始した場合の相続財産の評価』税務事例13巻3号15頁（1981）。

⁽⁶⁾ 北野弘久『憲法と税財政』138頁（三省堂1983）。

います。そして、不動産の購入を「本件購入」と言っています。この本件購入・借入れによって取得した不動産を財産評価基本通達によって評価をしたわけです。そのようにして評価をすると、これが相当な評価額の圧縮になったわけです。一つ目の不動産が約2億4万円、二つ目が約1億3,000万円ですから、合わせておよそ3億3,000万円ぐらいですか。財産評価基本通達に従って評価すると、3億円ぐらいになったということです。すごいですね。13億円で購入したものが3億円と評価されるのです。もし、この節税策である本件購入・借入れをしなかつたとしたら、Aさんが亡くなった時の相続に係る相続税の課税価格はおよそ6億円を超えるものだったんですが、この節税策により、相続税の課税価格はおよそ2,800万円ほどになり、基礎控除の結果、なんと相続税を0円で済ますことができるという、こういう仕掛けだったわけです。

課税当局はこれに対して、先ほど見た総則6項を適用して個別評価を行いました。そこで、不動産鑑定士に評価をしてもらったところ、一つ目の不動産が約7億5,000万円で、二つ目の不動産が約5億円と、合計でおよそ12億5,000万円ぐらいという評価額になりました。これが、課税当局の行った個別評価の結果の評価額なんですね。これは先ほどの財産評価基本通達による評価額とはだいぶ違いますね。そして、課税当局はこの個別評価に基づいて相続税の計算を行い、相続税の総額を約2億4,000万円とする更正処分を行ったのです。このように、納税者の申告した財産評価基本通達に基づく評価額3億円と課税当局の個別評価による評価額12.5億円と、9.5億円ぐらいの評価額の差額が問題となったわけですね。

この更正処分を不服とした納税者が、このような個別評価は許されないとして、訴訟を提起し争うこととなったというのが事案の概要です。

さて、裁判所がどのような判断を下したかというと、第一審・控訴審とともに課税当局の行政処分を正しいものと判断いたしました。このような経緯の中、最高裁判所に上告され、そこで口頭弁論が開かれたことで、その判断がとても注目されることになったんですね。最高裁判所で口頭弁論が開かれると、しばしば原審判決がひっくり返ることがあるので、そうしたこともあるって、多くの人の耳目を集めた事案だったと理解しております。

(2) 最高裁判決の分析

それでは、最高裁判決を見てみましょう。そこには、次のようにあります。

まず、「相続税法22条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。」としています。まさに客観交換価値説を採用したわけですね。続けて見ていきましょう。

「そして、評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。」と言っています。これも先ほど確認いたしましたね。

「そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないとすべきである。」と論じています。このくだりは何を言っているでしょうか。まさに租税法律主義なんだということなのです。租税法律主義ですから、通達によって判断するのではなくて、

法律である相続税法 22 条の時価とは何か。ここに戻るんだと。通達がどのような定めをしているかによって時価が決まるものではないのだということを言っているわけです。これは至極当然のことを判示していると評価することができると思いますし、また、これまで多くの裁判例や学説が示したとおりのことを言っているわけです。

さらに、もう少し読んでみましょう。

「そうであるところ、本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法 22 条に違反するものということはできない。」とあります。すなわち、通達により評価された金額が幾らであろうが、その客観的交換価値がもう明らかに定まっているのであれば、その客観的交換価値で評価せざるを得ない。客観的交換価値こそが時価なんだと言っています。

ここで、「本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから」と言っていることについて、何だか最高裁は、随分他人事だなと思われるかもしれません。この点、最高裁判所はあくまでも法律審ですから、事実認定審である地裁、高裁の認定した事実を尊重した上で、法律的に判断をすることが求められるのです。もちろん、事実認定に疑義がある場合には、差戻しの判断を行うこともあるにはあるのですが、本件においてはそのような考え方を取らなかったわけです。最高裁判所はこの鑑定評価額によって評価した金額が客観的交換価値だと、もう既に高等裁判所で確定しているケースだということを踏まえた上で、それでは何を論じるのかということになります。そこで、次の部分が重要になります。

「他方、租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。」

まず冒頭で、「他方」と言っています。「他方」ということは、もう一つの考え方があるということで、ある種並列的なお話を展開するときの接続詞だといってもよろしかろうと思います。その上で、「租税法上の一般原則としての平等原則」と、こういう言い方をしています。ああ、なるほど、租税法上の一般原則には平等原則というものがあるんだと。平等原則という一般原則があるから、租税法を解釈、適用するに当たってはこれに縛られるということです。そして、「租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。」と、これは、いわゆる憲法 14 条が言うところの平等取扱原則の表現ですね。「そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実である」と言っています。この「公知の事実」というのは何でしょうか。専門用語になってしまいますが、公知の事実というのは、訴訟法では「顕著な事実」とも言い、「不要証の事実」、要するに証明するまでもない、皆が知ってい

る事実ということです。

続いて、「課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。」としていますが、これは比較的強い言い方、断定的な表現ですね。これは要するに、ある人だけこの評価通達に定められていない方法を認めるとすると、それは平等原則に反することになるというわけです。租税の領域では、国民が等しく平等に取り扱われなければならない。これを「租税公平主義」と言ったり、「租税平等主義」と言ったりします。例えば、消費税率の引上げは、皆が 10%になるなら納得できる。しかし、自分だけ 10%になると言われるとそれは納得できないですよね。そういうことがあってはいけない。これが平等原則の基本的考え方です。

ただし、その後に続く次のくだりは、「もっとも」という接続詞から始まっています。「もっとも」というのは、二つの使い方がありますが、ここでは多分逆接的に使っているんですね。要するに、「しかしながら」という意味で使われていると思います。判決を確認しましょう。

「もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。」

すなわち、皆が一律に同じように評価する方法が、ある程度の平等性を担保する。でも、常にそのような一律の評価が妥当するわけではなく、画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するような場合もあるんだと。それはむしろ平等ではない方向に志向していくわけですから、実質的な平等の方を尊重すべきだよねということです。つまり、形式的平等主義と実質的平等主義がぶつかった場合には、実質的平等主義が形式的平等主義を凌駕するんだと、こういう立場でありましょう。合理的な租税負担の公平に反するということがあれば、そういう場合には、要は合理的な理由がありますから、この人はこの通達を適用すべきではないということも十分あり得るというのが裁判所の立場です。

さて、それではどういう場合に、通達に従わない方法によってもいいのか。これがその次のくだりです。

「租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。そうすると、本件各不動産の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と上告人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものということができる。」

先ほど申しましたように、A さんらは本件購入・借入れを行うことによって相続税の負担をゼロにすることにしたわけですね。「租税負担の軽減をも意図してこれを行ったもの」の「これ」

は、本件購入・借入れのことです。そうすると、財産評価基本通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の人とAさんの相続人である納税者との間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、通達に従わない方法によってもいい、まさにそういった事情がある場合に当たると、こう述べているんですね。

先ほど事案の概要を説明する際に申しましたように、Aさんは94歳で亡くなつたわけですが、実は91歳の時に本件借入れをして、本件購入を行つていたのです。普通、91歳という非常に高齢の方が、果たして10億円ものお金を借りて、13億円もの資産を買うことができるでしょうか。そういう意味では極めて異例なケースと言いましょうか、この人にしかできないケースだったと言うことができます。したがつて、Aさんは91歳にもなつてゐるにもかかわらず本件購入・借入れのような行為をすることができたけれど、ほかの人は普通、そのような節税策を取りたくてもできない。そういう意味での実質的な租税負担の不平等だと最高裁が言つているのかと思ひきや、実はそれだけではないんですね。ここでは「本件購入・借入れの行為をせず、又はすることのできない他の納税者との間に」と言つていますから、やりたくてもやらなかつた人とやれた人との間の均衡だけではなくて、やつた人とやらなかつた人との間の均衡を言つてゐるわけです。例えば、この人もできるけれどやらなかつた。この人はやれるからやつた。いわば「やらなかつた基準」です。本件購入・借入れのような行為をしようと思えばできただけれどやらなかつた人とやつた人との均衡をみて、この両者の間に看過しがたい不均衡があるというのです。やつたかやらなかつたかを考えるわけですが、やらなかつた人を基準として（やらなかつた基準）、やつた人との均衡を見ようといふのです。

その間の均衡さえも判決の射程範囲に含めていると考えると、ここで最高裁の言う「実質的な租税負担の公平」というのは、相当射程範囲の広いものではないかと思われるわけです。

(3) 私見による分析

さて、このような最高裁の考え方はどのように整理・理解をしたらいいでしょうか。ここから先は私見が入りますので、皆さんからのご批判もあるかもしれません、お聞きいただけますでしょうか。

最高裁判決は具体的にそういう表現をしているわけではないのですが、例えば、甲さんと乙さんの二人がいて、二人とも相続税の負担を軽減することのできるある権利を持っていたとします。甲さんはこの権利を使ってその税負担を軽減させようとした。でも、乙さんはこの権利を使わなかつたと。ところで、持つてゐる権利を必要以上に使つたりすることに対する制裁と言いましょうか、法律的なルールが一つあります。それは、「制度濫用」あるいは「権利濫用」と言われるものです。制度濫用や権利濫用というのは、その権利や制度を濫用しすぎた人がいた場合、そこで生じた法律関係を無効にしたり、あるいは法律行為を取り消すことができるとする考え方です。

例えば、いわゆる「りそな銀行事件」と呼ばれる著名な事件（最高裁平成17年12月19日第二小法廷判決・民集59巻10号2964頁）があります。この事件では、法人税法69条《外国税額の控除》の外国税額控除余裕枠という制度を濫用したということで、最高裁は、外国税額控除を適用することはできないとの判断を下したわけです。これに対し、タワマン評価事件の場合は、法律ではなく、いわば通達を濫用したものですから、「制度濫用」ではありません。通

達を「制度」と言った瞬間に租税法律主義が瓦解しますので「制度」とは言えません。ただし、最高裁は「公知の事実」と言っていましたよね。すなわち、課税当局が財産評価基本通達を使って財産の評価を行っていることは、公知の事実であると述べています。すると、「制度」とまでは言わないけれども、それに接近したような仕組みを濫用したに等しいものと考えているのではないかと思われるのです。そう考えると、なるほど、本件のAさんはそういった、制度ではないけれども、公知の事実としての評価方法を濫用したのではないかと。これを平たく言えば、ちょっと使い古された表現ですが、「行き過ぎた節税」といった面があったのではないかというふうに思うわけです。

タワマン評価事件最高裁判決を巡っては、それではどの程度の濫用だったら個別評価を行うことになるのかということが専門家の間では大変話題になっています。それもそうでしょう。この判決の持っている影響力、射程範囲を考えれば、そういう関心が寄せられることも当然であります。他方で、課税当局の側では、この判決をどう理解してどう評価したらよいのかということは、なかなか悩ましいところではないかと思うんですね。皆が使える通達の取扱いがあります。ただし、それを使い過ぎたら、濫用したら怒られます。その線引きはどこで判断するのだろうと、こういう微妙な問題はどうしてもここには付着するわけです。

このような悩ましい問題が、この最高裁判決から提示されたと思うのです。どこかで何らかの基準みたいなものがないと、このような問題がまた起こるのではないかと。そうした不安があります。課税庁の行った行政処分は、時価との乖離ということを考えれば正しかったと思うんです。本当に納税者がそれを時価だというのならば、財産評価基本通達による評価額の3億円が時価であることを主張・立証しなければならなかつたわけです。もちろん、主張・立証しようとしたんだと思いますけれど、13億円で買ったものがどうして時価3億円になってしまったのかということについて、合理的な説明、あるいは説得力のある説明が果たしてできたのかとなると、おそらくなかなか難しかつたのではないかと思われます。ただし、くどいようですが、その線引きをどうするかということが非常に難しいところに来ていると言わざるを得ません。

V 立法提案・立法論への賛否

そこで、これまで過去の研究者が述べてきたことの再確認をした上で、ささやかながら立法論的な私案を御紹介したいと思います。この問題に立法論を持ち込むことについては、これまで賛成論と反対論・否定論がありました。財産評価基本通達はしょせん通達にすぎませんので、これを法律化することが必要なのではないかということで、これまで多くの実務家ないし論者が、財産の評価を法律で規定すべきではないかという提案をしてきました。

これに対して、裁判所は、どちらかというと否定的な立場で、現行の手法に何らの問題もないという立場を取ってきました。また、政府委員の国会答弁においても、法律で細かく規定するというのは不公平や不合理が逆に生じかねないことから、納税者にとっても当局にとっても、通達という手法を用いることには合理性があるんだとの見解が示されてきました⁽⁷⁾。そのよう

⁽⁷⁾ 第123回衆議院大蔵委員会（平成4年3月27日）における池田治議員の質問に対する大蔵省主税局長の答弁や、第125回衆議院予算委員会（平成4年11月25日）における筒井信隆議員の質問に対する大蔵省主税局長の答弁など参照。

にして、議論がそれ以上進展することなく現在まで来たわけですが、今回、タワマン評価事件最高裁判決が出たことを機に、法律で規定しない今までいいのかということについて、ここで改めて議論すべき時期に来たのではないかと、このように思うわけです。

本日は「税を考える週間」ですので、こういった問題にも皆さんに关心を持っていただきたいと思うのです。財産評価基本通達については、これまで税制調査会の答申を受けて通達改正が提案されてきたという歴史があります。この点については、例えば、品川芳宣筑波大学名誉教授は、言ってみれば、立法側が措置を通達で押しとどめてきたのではないかというような疑問を示されてきました⁽⁸⁾。あるいは、碓井光明東京大学名誉教授は、租税法律主義の理念からすれば、評価に関する基本的事項は法律で規定することが望ましいと発言されてきたわけです⁽⁹⁾。

この問題については、結構、論者がいると思いますが、ここで関心を寄せたいのは金子宏教授の見解です。すなわち、金子教授は、「財産の評価は納税者の利害に影響するところが大きく、しかも多種多様な財産を対象として継続的・規則的に評価を行う必要のあること、にかんがみると、評価に関する基本事項は、むしろ政令または省令で規定すべきであろう。」ということを明言されており、これは金子教授の『租税法〔第24版〕』という教科書に記載されています⁽¹⁰⁾。

今回、タワマン評価事件という非常に注目された訴訟があって、結果的には課税当局が勝訴したという結論になってはいますが、不安定な財産評価の問題について、一定程度の法的ルール化を図るタイミングにいよいよ来たのではないかと思えてなりません。ただし、立法論的な議論としましては、現行の財産評価基本通達の全てを法律化すべきというような乱暴な議論をすることは、さすがに現実的ではありません。現実的な方向性としては、路線価方式などの基本的な考え方の部分だけでも法律化することが十分考えられます。諸外国の例などを紐解いて、同様の規定の仕方をすることも十分可能だと思います。また、細かな具体的評価方法については金子教授がおっしゃるように政令や省令に委任するというようなスタイルを取ることも必要だと思います。そうすることによって、国民の自己同意が届くという形を持っていくことができ、法的安定性を図ることができるのではないかと思うのです。もちろん、法律で規定するのに不都合・不公平な取扱いや、通達でないうまくワークしない取扱いというものもあると思いますので、そういう個別的・詳細なところは通達というものをフル活用して法解釈の安定性を求めるべきではないかと思います。

私は、財産評価基本通達の法律化が及ぼす効果の一つに、推計課税で用いられているのと同じ議論がここでも使えるのではないかと考えております。推計課税の議論は、最近はあまり流行りではないといったら言い方が変かもしませんが、この推計課税の議論には「別世界説」という考え方があるんですね。そもそも推計課税について、皆さんあまり御存知でない方もいらっしゃるかもしれませんので、簡単に御説明しますね。

課税当局が税務調査をするに当たって、例えば納税者の帳簿が保存されていないとか、あるいは納税者が調査に全く協力してくれないといった場合に、それでも調査を諦めることはできませんので、何らかの別の手法でこれを行っていかなければいけないわけです。納税者が提出

(8) 品川芳宣「財産評価基本通達改正の背景とその論点」税理43巻10号30頁(2000)。

(9) 碓井光明「財産評価基本通達と租税法律主義」税通45巻15号12頁(1990)。

(10) 金子・前掲注(4)、735頁。

した帳簿書類があまりにも信憑性のないものであった場合に、この帳簿に基づいて調査を行うことは現実問題として不可能です。そこで、そうした場合に所得税法や法人税法は、推計課税による更正又は決定をすることができるという規定を設けているのです。この規定があるということはどういう意味を持っているのでしょうか。皆さん、推計課税というと、推計して計算したものによって修正申告の勧奨とか懲罰がなされることだと思っている方もいらっしゃるかもしれません、ここで言う推計課税というのは法律上の推計課税ですから、決定、更正処分の方法のことを言うんですね。

この推計課税を巡る問題として、これまでどういうことが議論されてきたかというと、例えば納税者が調査に応じないこと、税務調査官が「帳簿を提示してください」と言っても、納税者が帳簿を税務職員に提示しないことがあります。そのため、セカンドベストとして実額近似値になるように推計課税を使って、実際に課税処分をする。すると、これを不服とした納税者は訴訟を提起するのですが、その裁判になった段階で、納税者側が「実はちゃんと帳簿を持っていたんです」と言って、帳簿を提出するようになりました。これは、「帳簿の後出し問題」といわれるのですが、こういうことが頻発したのです。さて、帳簿の後出しがあった場合に、納税者が実際持っていた帳簿の信憑性が高ければ、それに従って課税することが本来の姿であるから、推計に基づく課税処分は全部無効となるのかと、こういう問題が浮上したんですね。このような考え方は果たして妥当かということで、推計課税に関してずっと議論が行われてきたわけです。

例えば、碓井光明教授などは次のような議論を展開されています。すなわち、税法があえて推計課税という条項を用意しているのだから、実額近似値による課税とは別のルールが推計課税方式という形で法律上認められたのだ。この推計課税の規定は創設的規定であって、したがって、仮に推計課税の値が実額近似値に接近していなかったとしても、そのことの是非を問うものではない。これはもう既に推計課税の世界に入ったんだというような構成をして、たとえ納税者が帳簿を後出したとしても、納税者の主張は排斥されるべきというような議論を主張されました。これが「別世界説」と呼ばれる考え方です。

あるいは、「補充的代替手段説」という考え方があります。これは今村隆教授などが主張される学説です。別世界説と似たような見解なのですが、推計課税は別枠で考えられた手法であって、法がこれを認めたのだから、一定程度の実額との接近性というのは求められるものの、その程度で許されるのだという議論を展開されました。

このような推計課税の性質に関する議論は、財産評価基本通達を法律化することによって生じる財産評価を巡る紛争においても活用できるように思われます。つまり、法律に定める評価方法によって財産を評価して課税処分が行われたり、申告が行われた場合には、そこに一定程度の合理性が認められると考えるのです。今、簡単に御紹介した別世界説や補充的代替手段説などの考え方を探ると、圧倒的に訴訟、紛争が減るのではないかと思われ、これは納税者にとっても当局にとってもプラスになるのではないかでしょうか。そして、それでもなお制度濫用するという人が一定程度は出てくるでしょうから、その場合には制度濫用による排除の仕組みというものをどこかに用意しておかなければなりません。正直者が馬鹿を見るような租税制度というのは国民の承認を得られるはずがありませんから。そういう意味では、制度の濫用者というものを一定程度排除する仕組みを取りながら、他方で、ある程度の評価の道筋を法律化し、そしてその法律に基づいて行われた課税処分ないし申告を行った場合には、そこに一応

の合理性を認めるというような構成を取ることによって、この極めて不安定で曖昧模糊とした財産評価の世界に一定程度のルール化を図ることができるのでないかと思うのです。

そして、それを国民の多くが共有することによって、ある意味、安定した税社会の姿に接近していくのではないかと思うわけなんですね。財産評価基本通達に書いてある、あの時価たるもののが本当の意味での時価ではないというのは、実は皆が知っているんです。変なことを言うようですが、通達による評価額を時価だと思っている人はいません。専門家になればなるほどそうなんです。ずっと前に決めた土地の価格が今でも同じはずがないんですね。時間の経過とともに時価は変わるはずなのですが、それでも、通達による評価額を時価だと言っているのは、実は、裸の王様みたいな、そういう大人の事情のようなところがあるわけです。言ってみれば、虚構の中でその虚構を知っているながら誰も虚構と言わない。しかし、そのような不安定性はどこかで排除しなければいけないと思うのです。財産評価の立法に関する議論がこれから十分構築されることを願ってやみません。今後の議論のアイデアの一つとして、今私がささやかな提案を申し上げたわけでございます。本日御紹介したお話が皆さんのお心事項になり、そして今後の税社会の安定につながれば幸いです。

そろそろ、お時間になりました。本日は長い間お付き合いくださいまして、本当にありがとうございました。「財産評価の課題と展望」をテーマに、ところどころ横道にそれるようなことも申し上げたかと存じますが、最後までお話を聞いてくださいまして、どうもありがとうございました。